

# 子どもと家庭生活

——子どもの権利条約の視点から——

斉藤 功 高

## Child and Family Life: From the Viewpoint of Convention on the Rights of the Child

Yoshitaka Saitou

### はじめに

人権保障の歴史を見ると、子どもりの地位は親子関係の中に包括されて、独立の人権単位としては考慮されてこなかった。日本においても、子どもの地位は、日本社会で長い間培われてきた集団意識と集団秩序制度の下で、保護される対象として見なされてきたし、親権に代表されるように法律上もその傾向にあるとよい。

日本は1994年に「子どもの権利に関する条約（以下子どもの権利条約）」を批准した。この条約は、子どもを保護の対象としてではなく、権利行使の主体として見なすことに主眼が置かれている。従って、この条約は子どもを権利行使の主体として見なしてこなかったわが国法制度に改革を迫るものであるが、わが国政府はこの条約の批准に当たって、特に国内法の整備をしたわけではなく、現行法で十分対応できると判断し、現在においてもその傾向は変わっていない<sup>2)</sup>。しかし、学者や実務家その他関係者等から、この条約に照らして、政府の後ろ向きな態度や子どもを取り巻くさまざまな法制度上の欠陥が指摘されている。

たとえば、福田氏は、日本政府が提出した「児童の権利に関する条約第一回報告」の12項を取り上げて政府の態度を非難している。同氏は、12項で、条約の内容は国際規約や憲法を始めとする現行国内法制によって保障されているので、「この条約の批准に当たっては、現行国内法令の改正又は新たな国内立法措置は行っていない」と明言している政府の態度から、このことは、立法的、行政的、司法的に子どもの権利条約は不要であることを宣明したものであり、「政府がこのような立場を堅持する限り、たとえ、どのような施策がとられようとも、「子どもの権利条約」の国内の実施は永遠に不可能であり、その結果、子どもは、国家の、社会の、大人の要求する都合の良い「健全育成」の対象として据え置かれ続けることになる<sup>3)</sup>」と悲観的な見解を述べている。

日本の子ども達は、貧困や戦争のために生存を脅かされているような極めて困難な条件の下にあるわけではないが、それだからといって幸福な生活を営んでいるとは言い難い状況がある。もちろん、経済面でも人権の法的環境整備の面でも途上国よりはるかに良い状態にはあるが、この豊かな日本でも、子ども達は人格形成を阻害され、成長し発達する機会を奪われている、いわゆる「子ども期の喪失」と言われる状況が存在している。

福田氏は、「子ども期の喪失」の本質を、家庭も学校も社会も画一的な価値観を強制すること

によって子どもの欲求（意見表明とその尊重）を殺し続け、子どもの居場所（そのままのいいよという人間関係）を奪ってしまい、子どもが、自らのアイデンティティーを確立して、自分らしく、また他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長する機会を奪うことだ<sup>4)</sup>と指摘している。

そのように考えると、これは「貧困・戦争における子ども期の喪失」といういわば外的要因による子ども期の喪失と比べてはるかに根深い問題であり、このような状況下では、子どもは人格の完全なかつ調和のとれた発達など到底できない。ここに現在の日本が抱えている本質的問題がある。

以上のような問題点を認識しつつ、ここでは、子どもの権利条約、とりわけ「子どもの最善の利益」という観点から、家庭生活における子どもの成長と親の關係に問題を絞って考えてみたい。

## 1. 子どもの権利条約と「子どもの最善の利益」

子どもの権利条約は1989年11月20日、第44回国連総会において全会一致で採択され、翌年9月3日には発効した。このようにならかなり早いスピードで同条約が発効したのは、先進国も途上国も、子どもを取り巻く環境が深刻であるとの認識があったためである。1997年にはアメリカ合衆国とソマリアを除く世界191カ国によって批准されていることからそのことはうかがわれる。

この条約の特徴は、子どもを従来の保護の対象としてではなく、権利行使の主体として捉え、さらに、子どもを発達途上の存在と見なして、意見表明権という子どもに固有な権利を規定していることである。

もちろん、子どもは成人とは違って未成熟であり、成長過程にある存在であるから、成人とは異なる法的取扱いが必要になる。その根拠として「子どもの最善の利益」が規定された<sup>5)</sup>。それによって、子どもは自らの発達を保障されることになる。

「子どもの最善の利益」は、子どもの権利条約の7個所で明示的に使用されている。それは、条約の総則的規定（3条）、親子関係と家庭環境に関する規定（9・18・20・21条）、少年司法手続に関する規定（37・40条）である。ここでは3条と18条に言及する。

条約の総則部分に当たる3条では、社会福祉機関、裁判所、行政機関、立法機関は、子どもの最善の利益を第一次的に考慮して、子どもに関するすべての措置をとることを規定している（3条1項）。この点、1959年の国連・子どもの権利宣言原則2が、子どもの最善の利益を最優先に考慮するのは子どもの保護と発達のために法律を制定する場合に限定していることからすると、本条約が子どもに関する措置をとる機関を立法機関以外の機関にまで対象を広げていることから、子どもをあらゆる角度から総合的に保護育成することを国家に課したものとえよう。

3条2項でも、締約国は、子どもの福祉に必要な保護や養護を確保することを約束し、このために、すべての適当な立法上、行政上の措置をとることが述べられている。

また、4条で、「締約国は、経済的、社会的及び文化的権利に関しては、自国における利用可能な手段の最大限の範囲内で、また、必要な場合には国際協力の枠内で、これらの（条約上の）措置を講ずる。」という条件つきではあるが、「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。」と規定しているように、国家は子どもの置かれている現状に対して、子どもの最善の利益を考慮してすべての措置をとることになっている。

もちろん、国家が子どもの最善の利益を考慮して子どもに関する措置をとる場合には、子ど

もを権利行使の主体と見なして、子どもによって主張された意見に配慮しなければならない。そのことは、5条に、「締約国は、子どもがこの条約において認められる権利を行使するに当たり」とあるように、子どもを条約上権利行使の主体と認めていることから明白である。

さらに、12条1項に、「締約国は、自己の意見を形成する能力のある子どもがその子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。」と規定されていることから、国家は子どもに意見表明権を保障しなくてはならない。この意見表明権は、子どもの年齢や成熟度によって相応に考慮されなければならないとしても、すべての子どもに与えられた権利である。

「子どもの最善の利益」と意見表明権の関係について、堀尾氏は、「子どもの最善の利益というその原理、そしてだれがそれを判定するのかという問題とかかわって、子どもこそ自分の意見を言うべきだということだろうと思います。さもないと子どもの意見を尊重することなしに、「子どもの最善の利益」という言葉だけが一人歩きして、自分たちがやっているのが子どもの最善の利益だということになりかねない。それに対する大きな歯止めとして意見表明の権利というものが位置づいているんだと思います。」<sup>6)</sup>と述べている。

このように、条約の総則部分で、国家は、子どもの最善の利益を最優先してすべての措置をとることを約束しているが、親が子どもの養育・発達について第一義的な責任を果たす場合にも、子どもの最善の利益が基本的な関心事項となっている(18条1項)。これは、子どもの最善の利益に立った子どもの養育・発達に対する親の法的責任を明確化したもの<sup>7)</sup>といえる。

堀尾氏は、フランスで出た子どもの権利読本を引いて、子どもの権利とは「第1に生きる権利、2番目に幸福追求の権利、3番目に学習の権利、4番目に平和のうちに成長する権利」<sup>8)</sup>をあげて、これを「子どもの最善の利益」という項で述べている。

これを基に条約に即して考察すると、子どもにとっての最善の利益とは、子どもが生命に対する固有の権利を有し(6条1項)、生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する(6条2項)ことになろうかと思われる。国家は、それに沿って、子どもの生存と発達を確保するための措置をとらなければならないし、具体的には、実体規定である7条以下の各条項を実現することになる。

## 2. 子どもの権利条約から見た子どもと親の関係

子どもの権利条約では、子どもを保護の対象から権利行使の主体と見なしている点が大きな特徴となっていることは前述したとおりである。しかし、同時に、子どもは発達可能な存在であるから、自分の権利を認識し主張し実践するための力を完全には持っていないことも事実である。そこに親をはじめ大人の援助が必要になる。

条約では子どもの保護や発達保障のために親や家庭を重視している。とりわけ、子どもにとって親は環境そのものである。条約では、親は子どもに対して第一義的な養育責任を持ち(18条1項)、子どもの能力の発達と一致する方法で指導を行う責任、権利、義務があり、それを国が尊重することになっている(5条)。その意味で、父母の「子どもの養育及び発達」に対する責任は、単なる道義的な責任にとどまらず、子どもの「父母によって養育される権利」に対応する法的な責任<sup>9)</sup>であるといえる。

さらに、親は子どもに対し発達しつつある能力に適合する方法で、思想、良心、宗教の自由に関して指示を与える権利および義務が認められている(14条2項)。下村氏は「思想・良心・宗

教と言った価値観にかかわる面で父母の指示権を認めていることは注目されてよい。」<sup>10)</sup>と述べているが、14条2項で「子どもが自己の権利を行使するにあたって」と規定されているように、親の指示権はあくまでも子どもの利益のためであって、親が恣意的に自己の権利を行使することは許されない。

子どもに最善の利益を提供する家庭を築くためには、それ相応の経済的基盤が必要である。27条には、生活水準への権利が規定されている。1項で、国は、子どもの身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についての権利を子どもに認めている。さらに2項で、子どもの発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任が親にあることを認め、3項で、そのための国の援助が述べられている。このように子どもの発達に必要なものとして生活水準への権利が子どもに認められたということは、生活基盤を確保することが子どもの最善の利益実現には不可欠であることを証明している。

この規定は、家庭環境を奪われた子どもの養護にも適用されることから改善すべき点は多々あるが、下村氏は、「豊かな国・日本の児童は、かなり高度の生活水準を保障され、その水準に満たない場合には社会保障を受ける権利を認められている。父母の第一義的な養育責任も保障され、むしろ比較的家庭環境に恵まれた児童が多い。教育についての権利も幅広く認められている。虐待、放置及び搾取からの保護、経済的搾取及び有害労働からの保護、麻薬及び向精神薬からの保護等についても、他の諸国に比べ見劣りしない。」<sup>11)</sup>として、経済面での保障に一応理解を示している。

しかし、その反面、「その一見恵まれた暮らしの中で、厳しい受験戦争に組み込まれた児童の多くは、余暇、遊び及び文化的な生活についての権利を侵されている。保護の充実とは裏腹に、行き過ぎたパターンリズムのもとで、多くの児童が生活参加・社会参加の面で大きな制約を受けている。教育を受ける機会は保障されているが、学校の機能の異常な拡大にともない、家庭の教育機能の衰弱は著しく、圧倒的に多くの親が本来家庭の役割であるはずの基本的な生活習慣の形成すら学校に委ねて疑わない。総合的な視野から見たとき、わが国において児童の権利が十分に保障されているかどうかははなはだ疑わしい。」<sup>12)</sup>と下村氏は指摘する。

ここに、「子ども期の喪失」と言われる現在の日本の抱えている深刻な問題がある。福田氏は、その原因は、戦後日本社会が築いてきた国家経済発展と「すりよりの構造」という社会文化構造にあると指摘する。氏は、子ども達は「親や先生を通して、国家経済の発展およびすりよりの構造という、戦後日本社会を形成してきた基本的な政治システムと集団的価値観によって支配され、その結果、①個の主体性を否定され、②「そのままでもいいよ」とその存在をまるごと抱えてくれる人間関係（居場所）を剥奪され、そして、③自分らしくかつ他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長発達する機会を奪われている」<sup>13)</sup>と述べる。

このような「子ども期」を回復するためにも子どもの権利条約の具体的実践が求められているが、福田氏は、12条の意見表明権の中に「子ども期の喪失を克服するための具体的な保障が内包されているように思われる。」<sup>14)</sup>と述べている。

福田氏によると、意見表明権は、自己決定権とは別個の権利である<sup>15)</sup>とし、その権利の本質は、第1に、「意思決定過程に大人と対等に登場する人間主体としての当事者性を保障する権利」、第2に、「自己の存在をそのまま認めてもらえるような人間関係を保障してもらう権利、言い換えると居場所を保障してもらう権利」、第3に、「自分らしくかつ他人や社会のためにも生きられるような人格へと成長発達する機会」<sup>16)</sup>を保障してもらう権利、であると主張する。

子どもの権利条約は、条約に定める権利を子どもが行使することを承認しており（5条）、その上になつて、親が子どもの成長発達のために適当な指示・指導を行ない、それを国が援助するという図式になっている。そのため、子どもが権利行使の主体として、6条で述べられている子どもの発達権を具体的に保障する権利として条約上新たに創設された意見表明権<sup>17)</sup>を行使していくところに、子どもと親（大人）との関係を適当なものにしていく方法がある。それがうまく機能していくならば、子どもは子どもの最善の利益にかなった子ども期を送ることができよう。

### 3. 家庭生活における子どもと父性原理

子どもは出生とともに社会の基礎的集団として家族の構成員となり、親の下で自立した責任ある市民に育てあげられる。そのため、家庭では、親が第一義的に教育に対する責任を有し、肉体的、精神的未熟である子どもを人間として成長発達させる。子どもは親の下にあつて養育されることが原則であり、そのような状況下でない子どもについては、国が保護し援助することによって、子どもの最善の利益を考慮して適当な措置をとる。たとえば、家庭環境を奪われた子どもには代替的養護を確保し（20条）、親のない子どもには養子縁組をさせて里親、養親を見つけ（21条）、難民等で家族と再会できない子どもには再会に必要な努力をする（22条）。反対に、親による虐待・放任・搾取から保護するための措置をとる（19条）場合もある。

このように、子どもの権利条約では、子どもの最善の利益を第一義的に考慮するという観点から、親の養育責任とそれに伴う親の権利を重視する一方で、親がその責任を果たすことができるように、国は積極的に援助を与える義務を負う<sup>18)</sup>。

子どもを自立した責任ある市民に育成していくことが親の第一義的義務であるとすれば、親がどのような考えで子どもを育てていくのかが問われる。実は親の姿勢も問われているのが子どもの権利条約なのである。もちろん、子どもの養育・発達については父母が共同の責任を有するわけであるが、日本の現状では、伝統的な父親と母親の役割分担論が根強く、家庭での教育は母親の責任という観念が強い。しかし、このような状況は破綻をきたしており、さまざまな問題が噴出している。

したがって、子どもの最善の利益の観点からも、子どもの成長発達に深い関わりを持っている親の指示・指導のあり方を問題にしなければならない。

最近子どもに関する事件が多発している。学級崩壊、いじめなどに見られる教育現場での問題や援助交際、万引き、婦女暴行、殺人などの子どもの非行や犯罪が新聞、テレビ等のマスコミで毎日のように報道されている。大人社会の縮図が子ども期に凝縮されているとしたら（そのように考える識者は多い）、子ども期を喪失させているのは大人であり、かれらを取り巻く大人社会ということになる。

子ども達に何が足りないのか。子ども達が現在のような状況に陥っている根本原因は何か。それを解く重要でしかも根本的な鍵が父性原理であると考ええる。父性原理とはユングが使用した用語であり、「切る」原理をいい、厳しさ・規律・鍛練などを意味する。子どもの人間形成においては、母性的なやさしい受容・保護とともに、父性的なきびしい規律・鍛練が必要であり、この2つが備わって始めて子どもは本来の子ども期を送ることができる。しかし、現在の家族においては父親不在や父親の権威喪失のため父性原理が欠如し、そのため子どもの人間形成が歪んだものになっている<sup>19)</sup>。

平成10年度版の厚生白書では、父性原理と母性原理が言及されている。「家庭における子育て」

と題する個所では、「親には、優しさと厳しさを持って子育てすることが求められる」との題名の下で、子どもをあるがままに肯定し受容する優しさ（包容性）と子どもに理念や社会の規則を教える厳しさ（規範性）という態度が必要だと記述している。特に近時、子育てにおける父親不在という現実の中で、ともすれば規範性を教える「父性原理」が欠如しがちであることが子どもの成長に悪影響を及ぼしているとの指摘がなされている。

さらに、厚生白書では、日常生活におけるしつけは家庭教育の重要な役割であるが、近年、家庭の教育力の低下が指摘されており、その例として、1993年の総理府の世論調査を挙げている。

それによると、「最近では家庭のしつけなど教育する力が低下している」と思う者の割合は75%で、低下している教育力の具体的な内容としては、「基本的な生活習慣」が55%で、以下「根気強さ、忍耐強さ、意志の強さ」「お金や物を大切に作る心」「責任感」「公共心や社会的規範」「礼儀作法、マナー」「言葉使い」と続いている。

家庭の教育力が低下している理由として、「子どもに対して、過保護、甘やかせすぎや過干渉な親の増加」が65%、「子どもに対するしつけや教育に無関心な親の増加」が35%、「学校や塾など外部の教育機関に対するしつけや教育の依存」が33%、「親子がふれあい、共に行動する機会の不足」が32%となっている。

厚生白書によると、家庭の中で、子どもは勉強してさえいれば後は甘やかされ、基本的な生活習慣や事の善し悪しなどを判断する能力、社会生活を営む上で当然必要とされるべき事を教え込まれず、親から本気でしかられた経験に乏しいことが、叱られるとすぐに「キレてしまう」子どもたちを作る一因になっているのではないだろうか、と分析している。

そして、家庭においては、基本的な生活習慣、生活能力、他人に対する思いやり、社会的な礼儀作法、善悪の判断能力などのしつけについては、徒らに学校に依存しようとせず、家庭教育の最も重要な役割の一つであることを再認識し、その役割を果たしていくことが期待されると結論づけている。

また、1998年の有識者調査を例に出し、「子どもたちの教育は学校だけに頼らず、家庭や地域がもっと大きな役割を果たすべきだ」という考えに対し、「好ましい」「どちらかといえば好ましい」を併せた回答が97%であるとして、家庭や地域の重要性を強調している。

同様の指摘は、林氏によってなされている。

同氏は次のように指摘する。最近の子どもや若者の中に、指示待ち人間、マニュアル人間が出現し、また、平気で道端や電車の床に腰を下ろす者がいる。学生を見ていても何かとがめると、すぐにウソをついたり言い逃れをしたりする傾向がある。善悪のけじめも、物事の境界もすべてあいまいになっている。この背景には父性の欠如がある<sup>20)</sup>。

では、父性とは何か。同氏は、「『父性』とはいうのは大まかには①家族をまとめる力②家族が持つべき価値観とか理念を示す③文化を伝える④社会のルールをきちんと守れるようにしつけをする。」<sup>21)</sup> ことだという。そして、林氏は、父性は男性性とは違い、父親だけではなく母親も父性を発揮できる<sup>22)</sup>、と述べている。

また、同氏は、父性喪失の理由について、「敗戦で皆自信を失って、基本的な価値観から父親が子どもを育てることまで捨てた。そして、父親は外で仕事をするもので、教育は母親の役目になってしまった。その結果、正義などの抽象的な徳よりも、わが子の利益を優先し、勉強さえすればいいという母性的しつけが支配的となった。友達のような父親像が、特に団塊の世代で支配的だ。しかし、親が対等だと子どもはいつまでも価値観を築けず自立できない。」<sup>23)</sup> と主張する。

さらに、同氏は、「むかつき、衝動的にキレル、爆発するという傾向は、他人に迷惑をかけない、我慢する、自分をコントロールするという基本的な人格が、父性の不足のために育っていないことの表われです。幼児が気に入らなると床に寝転び、バタバタ暴れるようなものです。教育現場にも父性原理を復権させることが必要です。守るべきルールは理由を説明してきちんとまもらせる。」<sup>24)</sup>として、父性の復権を提唱している。

## おわりに

子どもにとって最大の教育環境は親であるから、子どもの最善の利益という観点から子どもと向き合っていくことが最も要請されているのが現代である。下村氏は、「教師は、これまで学校において「親代わり」と「教育の専門家」として二重の権威をもって子どもに臨み、子ども、親国をめぐる教育権の構造において重要な地位を自任してきた。しかし、条約の権利構造のもとで教師に期待されるものは、むしろ「教育の専門家」としての知識・技能の基づく専門的助言者の役割である。子どもと父母は、「教育の専門家」である教師の指導助言にそれ相応の敬意を払うべきであろうが、その指導助言を踏まえて最終的な判断を下すのは、やはり子ども自身であり、子どもになおその能力が乏しい場合には、その年齢や成熟度に応じて子どもに最も近い存在である父母である。」<sup>25)</sup>と指摘している。

子どもにとって親の役割は極めて重要である。それは、子どもがその人格の完全なかつ調和のとれた発達のために欠くべからざる存在で、親の指導・育成の方法により、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるかどうか決定するといっても過言ではないからである。子どもは親の適当な指示や指導を受けながら、権利行使の主体として自立していくのである。子どもの権利条約の5条では、国は、親に子どもの発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任と権利及び義務を認めているのもこの趣旨である。

その意味において、基本的に親と子どもの関係から成り立っている家族の役割や意義が強調されている。子どもの権利条約前文には、家族は、「社会の基礎的な集団」であり、「すべての構成員特に子どもの成長及び福祉のための自然な環境」であると述べられ、子どもは、その家庭環境の下で、「その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため」、「幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである」とされている。そのため、条約では、子どもに親によって養育される権利を認めている。7条1項には、「できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と規定する。子どもは親から養育される権利を有し、親は子どもの権利保障のために責任を負う。これが、子どもの権利条約の出発点であり、そのために、親は子どもの養育・発達に第一義的責任を有し、国家はそれが実現できるように援助していく、しかもそれは子どもの最善の利益を考慮して行なうことを条約は規定しているのである。

「子ども期の喪失」時代において最も重要な役割を持っているのは親であり、子どもの最善の利益を考慮した親の指示・指導である。子どもにとって家庭こそ最重要ファクターである。この家庭における親の果たす役割に目をむける時、現在の日本に一番欠けているものは父性原理であり、それゆえ、今後は父性の復権が子ども期回復の処方箋の最初にくるべきだと考える。

したがって、子どもの権利条約に述べられているように、子どもの最善の利益を考慮する時、家庭における子どもと親の関係がまず基本にあって、その上で、学校、地域、社会における子どもの発達を確保していく視点が重要であろう。

## 注

- 1) 子どもの権利条約では、子どもとは18歳未満のすべての者をいう(1条)とあるが、ここでは、一般的な意味で使用する。
- 2) たとえば、それは、参議院予算委員会(1992年3月23日)での政府委員(丹波實)の答弁に表れている。すなわち、「一般論として申し上げまして、この条約は先ほどからも議論がございましたけれども、日本の憲法、それから今まで締結いたしました国際人権規約A・B規約、そういったものと権利義務の内容と日本の国内法令との関係につきまして、私たち政府部内で詳細に検討いたしました。条約において規定されております児童の権利の実現のために日本は既に以上のような法的な立法措置あるいは行政措置を講じておりまして、この条約によって課される義務の履行を確保するための現行国内法の改正または新規立法措置は必要ないという結論に達したわけでございます」。
- 3) 福田雅章:「子ども期の喪失」を克服するための法理——「子どもの権利条約市民・NGO報告書」の作成を終えて——、一橋論叢、第118巻第4号、pp.607-610、1997
- 4) 同、p.613
- 5) 北川善英:子どもの人権と「子どもの最善の利益」—1、横浜国立大学教育紀要35、p.112、1995
- 6) 堀尾輝久:人権と子どもの権利——子どもの権利条約にちなんで——、日本教育法学会年報、第12号、p.29、1992
- 7) 永井憲一・寺脇隆夫編:解説子どもの権利条約第2版、日本評論社、p.98、1994
- 8) 堀尾輝久:p.24
- 9) 下村哲夫:児童の権利条約の成立と今後の課題、法律のひろば、p.6、1994.11
- 10) 同上
- 11) 同:p.8
- 12) 同上
- 13) 福田:p.617
- 14) 同:p.618
- 15) 福田氏によると、「12条の意見表明権は、条約が13条で「表現の自由」を別個に保障しているのだから、それとは異なるカテゴリーの新たな権利である。又、従来の個人の尊厳の中核原理と考えられている「自己決定権」でないことは、年齢と成熟度に合わせて適切に尊重されるという、12条後段の規定があることから明白である。」と述べ、「わが国では、意見表明権を自己決定権のコロラリーと考え、無限に自己決定権に引き寄せて解釈しようとする傾向が見られるが、これは意見表明権を独立の新たな権利として創設した含意を没却してしまうものといえよう。」と続けている。同:p.618
- 16) 同:p.619
- 17) 同:p.618
- 18) 永井憲一・寺脇隆夫編:p.21
- 19) 新版社会学小事典、有斐閣、p.534
- 20) 林道義:日経新聞、1997.4.6
- 21) 同:東京新聞、1998.3.15
- 22) 同:父性の復権、中公新書、pp205-208、1998
- 23) 同:東京新聞、1998.3.15
- 24) 同上
- 25) 下村:p.7
- 26) 藪本知二:子どもの権利条約における子どもの養育システム、季刊教育法、80巻、p.116、1990春

(本稿は平成10年度文教大学学長調整金・研究費特別枠による研究成果の一部である。)